

## 総合口座取引規定

### 第1条 総合口座取引

1. 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
  - (1) 普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じです。）
  - (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および新型複利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
  - (3) 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
2. 普通預金については、単独で利用することができます。
3. 第1項第1号および第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。

### 第2条 取扱店の範囲

1. 普通預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
2. 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、変動金利定期預金および新型複利定期預金の預入れは一口1,000円以上、自由金利型定期預金の預入れは当組合所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

### 第3条 定期預金の自動継続

1. 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に、新型複利定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に新型複利定期預金に自動的に継続します。
2. 継続された預金についても前項と同様とします。
3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金、および新型複利定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

### 第4条 預金の払戻し等

1. 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、預金通帳とともに提出してください。
2. 前1項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
3. 前1項及び2項の払戻しの手続きに関して、当組合は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
4. 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
5. 普通預金から同日に数件に支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

### 第5条 預金利息の支払い

1. 普通預金（但し、無利息型普通預金を除きます。）の利息は、毎年3月と9月の当組合所定の日に、普通預金に組入れます。
2. 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

## 第6条 当座貸越

1. 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
2. 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
3. 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

## 第7条 貸越金の担保

1. この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
2. この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
3.
  - (1) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
  - (2) 前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、ただちに新極度額を超える金額を支払ってください。

## 第8条 貸越金利息等

1.
  - (1) 貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年3月と9月の当組合指定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越金元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
    - ① 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合  
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
    - ② 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
    - ③ 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
    - ④ 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合  
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
    - ⑤ 新型複利定期預金を担保とする場合  
その新型複利定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率
  - (2) 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当組合からの請求があり次第ただちに極度額を超える金額を支払ってください。
  - (3) この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
2. 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。
3. 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.0%（年365日の日割計算）とします。

## 第9条 届出事項の変更、通帳の再発行等

1. 預金通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
2. 預金通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
3. 届出のあった氏名、住所に宛てて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
4. 預金通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

## 第9条の2 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 第10条 印鑑照合等

1. この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めただけ印鑑使用者が正当な権限を有しないと判断される特段の事由がないと当組合が過失なく判断して取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。  
なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記第11条により補てんを請求することができます。
2. 第4条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 第11条 盗難通帳による払戻し等

1. 個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - (1) 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
  - (2) 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - (3) 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前1項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合には、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前1項及び2項の規定は、前1項にかかる当組合への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には当組合は補てんしません。
  - (1) 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - ① 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - ② 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - ③ 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - (2) 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
5. 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者またはその他の第3者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正払戻しにより被った損害について本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。
6. 当組合が前2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
7. 当組合が前2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第3者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 第12条 即時支払

1. 次の各号に一つでも該当した場合には貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくとも、それらを支払ってください。
  - (1) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
  - (2) 相続の開始があったとき
  - (3) 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
  - (4) 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき
2. 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求があり次第、それらを支払ってください。
  - (1) 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
  - (2) その他の債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

## 第13条 取引の制限等

1. 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取

引の一部を制限する場合があります。

3. 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
4. 日本国籍を保有せず在留期限がある預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当組合の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当組合は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
5. 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

#### 第14条 解約等

1. 普通預金口座を解約する場合には、預金通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、預金通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。
2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。
  - (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
  - (2) この預金の預金者が第16条1項に違反した場合
  - (3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - (4) 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
  - (5) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - (6) 前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
  - (7) 上記(1)から(6)までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認の要請に応じない場合
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当組合が判断する場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - (1) 預金者または代理人が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - (2) 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められ

る関係を有すること

- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準ずる行為

(4) 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4. 第12条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

### 第15条 差引計算等

1. この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。

(1) この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

(2) 前号により、なお残りの債務がある場合にはただちに支払ってください。

(3) 第1号により、なお普通預金の残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

2. 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率（約定利回り）とします。

### 第16条 譲渡、質入れの禁止

1. 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

2. 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

### 第17条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 定期預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと見て、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

(1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印してただちに当組合に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額を超えることとなるときは、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充當することとします。

(2) 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。

(3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

(1) 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

- (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当組合の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 第18条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。
2. 前項により本規定の条項を変更する場合は、本規定の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、当組合のホームページに掲載します。
3. 前項に定める変更の効力発生時期は、当組合のホームページの掲載により預金者が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以 上

令和3年10月1日 現在